

# 私はたけ推し！

## ムービー・インスタコンテスト 2017 募集要項

### 【目的】

武雄市のPRのために、まちの魅力を市民目線で発掘し、ムービー（動画）やインスタグラムでの写真投稿という訴求力のある素材で募集・発信することでより多くの方に武雄を知ってもらう機会をつくります。

### 【募集期間】

平成 29 年 10 月 2 日（月）～ 12 月 8 日（金）

- インスタグラムコンテスト -

### 【募集内容】

・武雄の魅力をPRする写真で未発表の作品。ただし、募集期間前にインスタグラムに投稿したものを期間中（10月2日～12月8日）に再度投稿するものは可とする。

（1人の方で複数の応募が可能です。※ただし、受賞作品は1人1点となります。）

・作品は今後の武雄市のPRのためにデータでの提供をお願いする場合があります。

### 【応募方法】

- ・インスタグラムに「#たけ推し」をつけて期間中（10月2日～12月8日）に投稿してください。
- ・ほかの#（ハッシュタグ）をつけても結構です。

### 【注意事項】

- ・インスタグラムで動画部門の応募は受け付けません。
- ・画像内に含まれる第三者が著作権、肖像権を有するものについては、制作者において適正な手続きを行ってください。
- ・応募された画像の著作権は制作者に帰属します。ただし、武雄市は、武雄市をPRする目的の範囲において応募作品を無償で自由に使用できるものとします。
- ・画像制作にかかる経費は武雄市では支出できません。謝礼等についても同様です。

### 【投稿を控えていただきたい画像】

- (1) 国及び地方公共団体の法令、条例及び規則に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 批判的な言葉や文字を使用したもの
- (4) 政治目的・宗教勧誘等、特定の主義主張の宣伝又は勧誘を意図するもの
- (5) 個人の宣伝に関するもの
- (6) 個人、企業、団体等を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの
- (7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が制作したもの、暴力団員が出演しているもの、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威圧若しくは暴力団員を利用してゐる者又は暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与している者が制作したもの

(8) その他武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」で公開する動画として適切でないとして市長が認めるもの

- 動画・Instagramコンテスト共通 -

**【審査期間】**

平成 29 年 10 月 2 日（月）～ 12 月 22 日（金）17:00

（公開後、制作者に事前連絡なしにやむを得ず公開を中止する場合があります。）

**【応募資格】**

- ・住所、年齢、性別等は問いません。グループや家族での制作も可能です。
- ・未成年の方は、保護者の同意を得て応募してください。

**【賞】**

賞は次のとおりとします。

- 動画コンテスト -

最優秀賞（両部門合わせて 1 点） 佐賀牛・若楠ポーク 2 万円相当

優 秀 賞（各部門 1 点） 市内旅館宿泊補助券 1 万円分

入 賞（各部門 2 点） 地元のいいモノ詰め合わせ 3,000 円相当

- Instagramコンテスト -

最優秀賞（1 点） 佐賀牛・若楠ポーク 1 万円相当

入 賞（3 点） 地元のいいモノ詰め合わせ 3,000 円相当

**【審査（入賞作品の選考）】**

入賞作品の選考は審査期間中の「いいね！」の数を参考に、審査員で行います。

（1 人の方で複数の応募が可能です。※ただし、受賞作品は 1 人 1 点となります。）

**【審査員】**

- ・武雄市長 小松 政
- ・武雄市企画部長兼広報監 古賀 龍一郎
- ・武雄市広報課シティプロモーション室長 大野 貴宏
- ・武雄市広報課市役所だより編集担当 永田 裕美子

**【審査結果発表】**

- ・平成 30 年 1 月上旬（予定）
- ・入賞作品は武雄市公式 Facebook ページ、武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」で発表します。
- ・入賞した方には Facebook メッセージ又はメール、もしくは Instagram のメッセージにて、当選の案内を行います。

**【授賞式】**

- ・平成 30 年 2 月 10 日（土）～11 日（日）に行われる予定の「TAKEO・世界一飛龍窯灯ろう祭り」のイベント会場で授賞式を開催する予定です。受賞者の方のご参加をお願いします。

**【免責事項】**

- ・ 動画、画像閲覧者が応募作品に含まれる情報の利用に伴い問題が生じた場合等、第三者との間で生じた問題について、武雄市は一切の責任を負わないものとします。
- ・ 制作者が公開・非公開・公開中止に伴う損害や損失を受けた場合、武雄市は一切の責任を負わないものとします。

**【提出先・問合せ】**

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1  
武雄市役所 広報課シティプロモーション室  
電話：0954-23-9173 FAX：0954-23-3816（代表）